

当法人における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

2020年2月末日

2020年4月20日 改訂

社会福祉法人うしおだ 理事長野末浩之

当法人では、新型コロナウイルス感染拡大防止への対策として、以下の様に対応します。また、国や自治体からの通知等やその他の関係機関等から適切に情報収集を行い、警戒レベルに応じて行政・保健所等と連携を図るなど対応を進めて参ります。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

当法人は、新型コロナウイルス感染症に対して、以下の4つを基本的な考え方として対策を講じます。

- ① ご利用者様、職員および家族の感染予防(感染リスクの低減)を行います。また、感染者が発生した場合には、感染拡大及び重度化を防止するための対応を行います。
- ② ご利用者様やご家族様・各関係機関・職員等と連携・協力して、感染リスクや人員体制とのバランスに留意しながら、サービスをできるだけ通常時に近づけられるよう努力します。ご利用者様の生活や活動を制限しすぎることで、心身のご健康が損なわれないよう最大限配慮します。
- ③ 国内の感染拡大防止に協力するため、政府・自治体からの要請に配慮した対応をはかります。
- ④ 感染者が発生した場合には、ご利用者様、ご家族様、職員、各関係機関の皆様のプライバシーに配慮した上で、行政機関等との助言も得ながら適切に情報開示を行います。

新型コロナウイルス感染拡大防止策について

1. 基本的な公衆衛生対策の徹底

- ① 手洗い、咳エチケットを徹底する。
- ② 換気が悪く、人が密に長時間集まって過ごすような空間に集まることを避ける。
- ③ 外出時にマスクを着用する。
- ④ 休日も含め、毎日の健康チェック(検温・感染症症状の有無の確認)及び記録の実施。

2. 通勤時の感染リスクの回避・低減をはかる

- ① 時差出勤の実施。(公共交通機関利用時の人込み回避)
- ② 公共交通機関以外の通勤手段の利用を推奨。(マイカー、自転車、徒歩)
- ③ 公共交通機関利用時のマスク着用を必須とする(ただし予防効果は限定的であることに留意し、混雑を避ける等、その他の対策も併せて行う。)

3. 業務時、サービス提供時の感染リスクの回避・低減をはかる

① 施設・職場内に感染者を入れない対策

- ・職員は、出勤前に検温・体調チェック及び記録を行う。37.5℃以上又は感染症症状が有る場合は、就業しない。休暇中に体調に変化があった場合も、所属長に報告し、就業について相談する。所属長は、医師又は看護師、感染対策に関わる専門職に相談した上で就業の可否を決定する。
- ・職員は、職員家族に発熱、感染症状が有った場合、所属長に報告し、就業について相談する。所属長は、医師又は看護師、感染対策に関わる専門職に相談した上で就業の可否を決定する。
- ・来訪者に対しても入口で検温・体調チェック及び記録を行う。
- ・来訪自体を中止する。

② 施設・職場内にウイルスを入れない対策

- ・出勤・外出後はまず手洗いを実施。また、事業所及び事務所入口での手指消毒を行う。
- ・ドアノブやエレベータボタン、手すり等の不特定多数が触れる箇所の消毒を行う。
- ・定期的に部屋の換気を行う。

③ 不特定多数との接触機会を減らす対策

- ・対面業務や外出・出張を自粛・中止する。
- ・外部の会議やセミナー等への参加を禁止する。
- ・自法人主催の会議、研修等の開催を中止・延期する。または、5人以下の少人数で、2m以上の間隔をとる。
- ・スーパーマーケット等への買い物の機会を減らす。

④職員同士の接触を可能な限り減らす。

- ・1度に休憩室を使用する人数を減らす。レイアウト等を変更し、食事は対面とらないようにする。

⑤職場内で食事中以外のマスク着用を必須とする。

- ・グループホームなどでは、ご利用者様と食事を一緒にとらないようにする。

⑥ご利用者様同士の接触も可能な限り減らす。

- ・共有スペースで過ごす場合は、可能な限りマスクの着用をお願いする(布マスク等を施設にて用意)・
- ・共有スペースを一度に利用する人数を可能な限り減らす。ご利用者様やご家族様などと十分に相談した上で、時間をずらしたり、訪問サービスへ切り替えたりする。

新型コロナウイルス感染者または疑い症例が発生した場合

1.ご利用者様への対応

①37.5℃以上又は日頃の体温に比べて明らかに高い、熱感がある場合。または、呼吸器症状が2日以上続いた場合には、帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指示を受ける。

②発熱や呼吸器症状など、疑いがある利用者は原則個室に移す。また、ポータブルトイレ等を使用するなど、設備の共用をできる限り避ける。また、換気を行いながらケアを行う。

③発熱や呼吸器症状などがある利用者にはケアや処置をする場合には、職員は使い捨てのサージカルマスクやガウン、ゴーグル、フェイスシールド等を着用する。

④ご利用者様に、発熱や呼吸器症状などがある場合は、通所サービスは中止する。また、同居のご家族等に感染の疑いがある場合も同様。また、訪問サービスについても、ご利用者様、ご家族様のご意向を確認し、ケアマネジャーや関係機関の皆様と相談の上、サービスの変更・中止の判断を行う場合がある。

⑤疑いがある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り、担当職員を分けて対応する。また、対応した職員等を記録し、濃厚接触者が特定できるようにしておく。

⑥感染が疑われるご利用者様に対しては、呼吸状態により着用が難しい場合を除き、原則としてサージカルマスクを着用していただく。

⑦感染を疑われる利用者があった場合には、横浜市からの通知に基づき、管轄部署へ報告を行う。

2.職員の対応

①発熱、呼吸器症状がある等、感染症のリスクがある場合は、休業させる。また、37.5℃以上又は日頃の体温に比べて明らかに高い、熱感がある場合。または、呼吸器症状が2日以上続いた場合には、帰国者・接触者相談センターに電話連絡し、指示を受ける。家族に症状が有る場合も同様。

②感染が確認された方へのケアによる曝露のリスクについては、日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」を参考に評価を行う。また、行政や保健所等の指示に基づき、必要に応じて休業させる。

③感染を疑われる職員があった場合には、横浜市からの通知に基づき、管轄部署へ報告を行う。

以上